

令和4年度における 就労収入向上および障害者雇用に関する取組

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

令和4年度の障害福祉課における就労収入向上および障害者雇用に関する取組概要

(p.2~3)

- …別途詳細説明があります。

教育現場における支援

○大学と地域をつなぐ発達障害巡回支援事業

- ・大学に在学する発達障害者に対して、大学から就労にかけての切れ目のない支援の充実を図るため、大学進路担当者等への巡回支援等を行う。対象：6大学から県内全大学への拡大
《R3年度事業実績（R3.12月末現在）》・巡回支援等：6大学187回

知識・技能の向上

○障害者介護職員養成事業、●介護等の場における知的・精神障害者就労促進事業

- ・障害者の介護現場での就労促進を図るため、介護技能習得支援や介護事業所職員への障害者雇用の環境整備支援、有資格者と介護事業所間の雇用等の調整を一体的に実施する。
《R3年度事業実績》・介護技能等研修：20名修了　・介護事業所職員研修：30名受講

●障害福祉サービス事業所の仕事おこし支援事業

- ・障害福祉サービス事業所の事業経営に関する業務改善コーディネーターを配置し、工賃向上に向けた一体的な支援を行うとともに、販路開拓の実施に向け、共同受注窓口の機能を活かした連携を図る。

●農福連携WEBマルシェ事業

- ・県内で「農福連携」に取り組む障害者就労施設や農業者に、WEB上で農産物等の販売や施設の情報発信を行う場を提供することで、販路の拡大や新たな商談につながるよう支援する。《R3年度出品事業所》20事業所

●障害福祉サービス事業所の農業技術向上支援事業

- ・障害者の農業分野での就労促進と事業所の工賃向上を図るため、農業に取り組む事業所に、農業技術の専門家(3名)を派遣し、アドバイスをを行うとともに好事例紹介セミナーを開催し、農福連携の推進を図る。
《R3年度事業実績（R3.12月末現在）》5事業所

一般就労への移行支援

●就労移行支援促進事業

- 就労移行支援事業所の職員等を対象に就労アセスメント手法に関する研修や障害者が働く企業での現場実習など基本的な支援技術に関する研修を実施する。≪R3年度事業実績（R4.1月現在）≫・アセスメント研修：のべ35名受講

●就労系障害福祉サービスの支援力向上事業

- 事業所等において就労支援に携わる職員の専門性を高めるため、ジョブコーチ養成研修を受講する際の費用を補助する。≪R3年度事業実績≫21名受講

新 働く障害者のフォローアップ支援事業

- 一般就労する障害者の円滑な就業生活と職場での定着を図るため、入職前に働く上での基礎知識を学ぶ研修や横のつながりをもつ交流会を実施するとともに、入職6か月目にフォローアップ研修を行う。

障害者雇用の理解促進と雇用の受け皿整備

○障害者優先調達の促進

- 県の各機関において、障害者就労施設等からの物品・役務の調達を優先的に行う。

○しが障害者施設応援企業認定

- 企業が障害者施設へ物品・役務の調達、資材の提供を行った場合に、しが障害者施設応援企業として認定する
≪R3年度認定実績≫101社（R2年度から45社増加）

○障害者差別解消総合推進事業

- 障害者差別のない共生社会づくり条例に基づき、障害者差別を解消するため、障害の社会モデル研修、※出前講座の実施、合理的配慮の助成モデル事業等の取組を行う。※合理的配慮の助成モデル事業：予算およびメニューの拡充

雇用促進に向けた総合的支援

○障害者働き・暮らし応援センター事業（障害者就業・生活支援センター）

- 国の仕組みである就業・生活支援センターに、職場開拓と定着支援の機能を県独自に付加し、障害者の就労と雇用のニーズのマッチング、職場定着支援等を一体的に実施する。
≪R3年度事業実績（R3.9月末現在）≫センター登録者のうち新規一般就労者数：207名・相談件数：21,241件

介護等の場における知的・精神障害者就労促進事業

■事業目的

介護の現場では、慢性的な人材不足が続いていることから、介護が必要な高齢者を支える介護人材の確保を目的に知的障害者や精神障害者が介護技能を習得するための研修を行い、就労促進・拡大を図る。

■事業概要

(1) 介護技能習得研修

●R4年度以降は以下3点を変更し、実施。

- ① 知的障害者に対する研修で実施していた「障害者居宅介護従業者養成研修基礎課程」および「重度訪問介護従業者基礎研修課程」を廃止し、「介護に関する入門的研修」に変更。
- ② 知的障害者に対する研修で実施していた「いきいき生活支援員養成研修」の実習21日(126時間)を、実習10日(60時間)に変更。
- ③ 知的障害者と精神障害者に対する研修を一体型として実施。

～令和3年度		
障害種別	研修内容	研修時間
知的	障害者居宅介護従業者養成研修基礎課程 重度訪問介護従業者基礎研修課程	60h
	いきいき生活支援員養成研修 (座学31h)	31h
	いきいき生活支援員養成研修 (実地研修21日間)	126h
精神	介護に関する入門的研修	21h
	実地研修(10日間)	60h

→

令和4年度以降		
障害種別	研修内容	研修時間
知的 + 精神※	介護に関する入門的研修	21h※
	いきいき生活支援員養成研修 (座学31h)	31h
	いきいき生活支援員養成研修 (実地研修10日間)	60h※

精神障害のある受講生は※のみ受講

□いきいき生活支援員(県独自資格)とは
知的障害者の特性が介護事業所を利用するお年寄りに安心感を与えたり、役割りを創り出すなどといった効果に着目し知的障害者に対する資格として創設したものの。

開催時期は、別途メール等で御連絡いたします。

(2) 介護事業所等での障害者の雇用に対する環境整備支援

・介護事業所職員等を対象として障害の特性理解などの研修を行うことにより、障害者雇用の環境を整える。

(3) 雇用の調整

- ・受講修了者と介護事業所との雇用調整を行う。
- ・働き・暮らし応援センターと連携して、介護事業所以外の就労先についても雇用調整を行う。

《令和元年度》

知的障害者ならではの働きプロモーション事業「介護現場で働く修了生の紹介動画」作成

障害福祉サービス事業所、介護事業所へのPR資料として、本研修を修了し、介護現場で働いている2名の方が働く様子を紹介した動画を作成しております。



<https://youtu.be/abPmUVG-wq8>



障害福祉サービス事業所の仕事おこし支援事業

目的

- 障害福祉サービス事業所で働く障害者の就労収入の向上と自立した生活の実現を図るため、事業所への業務改善、販路拡大等の支援による仕事おこしを行う。

現状と課題、必要性

- 令和2年度の障害者就労施設の利用者の就労収入(平均工賃)は28,161円(前年度比△1,147円)と目標の30,000円を達成していない上、新型コロナウイルス感染症の影響により、販路が縮小するなど、多くの事業所が厳しい状況におかれている。
- 令和2年度に各事業所より提出された工賃向上計画によると、「販路先に限りがある」「大量受注が困難である」といった課題が現れている。
- 現況の取引先からの受発注が縮小していることから、継続的な受発注量を確保するために、新たな取引先との共同受発注の機会の創出等が求められる。

事業の概要

- 障害福祉サービス事業所の事業経営に関する業務改善コーディネーターを配置し、工賃向上に向けた一体的な支援を行うとともに、販路開拓の実施に向け、共同受注窓口の機能を活かした連携を図る。

1

経営力育成・強化研修

各事業所の工賃向上計画を基にした戦略的な経営方針の見直し、コロナ禍による環境変化を踏まえた現状・課題の整理、商品・サービス売込票の作成

2回開催
予定

1回開催
予定

2

販路開拓支援 (企業団体等との商談)

地域の企業団体等や各地域の事業所の共同受注窓口との連携支援や事業所が作成した商品・サービス売込票の活用による売込支援

5

アドバイザー派遣

専門家の派遣により、事業所への業務改善、品質向上、経営力強化、新たな生産活動への転換支援、商品開発等への助言・援助を実施しています。御希望の方は、以下問い合わせ先に御連絡ください。

随時受付中



お問い合わせ

○特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター
TEL 077-566-8266 / FAX 077-566-8277
メール info@hataraku-shiga.net

事業全般に関することは…

○滋賀県健康医療福祉部障害福祉課社会活動係
TEL 077-528-3542 / FAX 077-528-4853
メール ec0003@pref.shiga.lg.jp

4

事業所職員の 人材育成研修

課題改善のための事業所職員向けの作業工程分解による支援方法、施設外支援・就労の拡大等の環境改善アプローチ等研修を実施

2回開催
予定

2回開催
予定

3

販路開拓に向けた 課題の整理・検証 分析研修

商談結果を踏まえ、各事業所での商談実績の原因や課題を分析

工賃向上に向けた
一体的支援

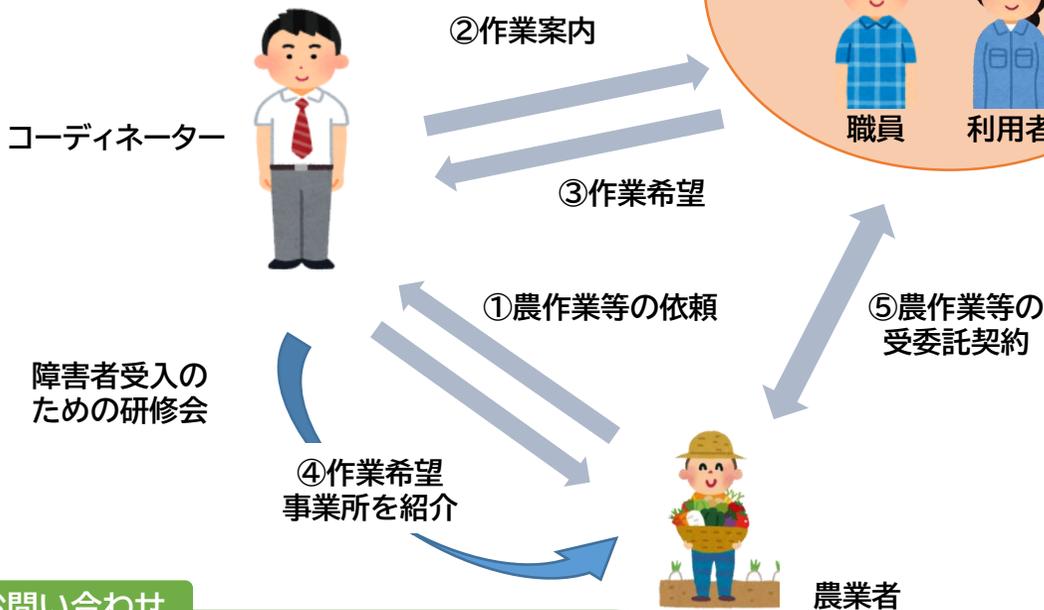


農福連携関係事業

随時受付中

農福連携普及啓発事業

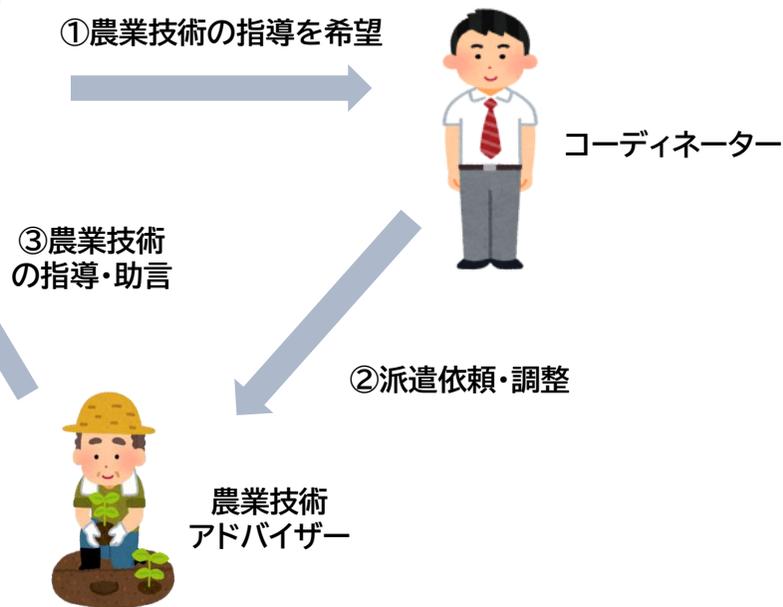
農業分野での障害者雇用や農作業受委託等による障害者の雇用・就労の場の拡大や農福連携を契機とした農業経営の発展を支援するために、農業者と福祉事業所等のマッチングや連絡調整等を行います。



随時受付中

農業技術向上支援事業

障害者の農業分野での就労促進と事業所の工賃向上を図るため、農業に取り組む事業所に、農業技術の専門家を派遣し、アドバイスをを行うとともに、好事例紹介セミナーを開催します。

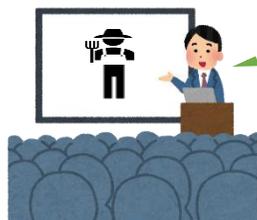


お問い合わせ

○特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター
TEL 077-566-8266 / FAX 077-566-8277
メール info@hataraku-shiga.net

事業全般に関することは…

○滋賀県健康医療福祉部障害福祉課社会活動係
TEL 077-528-3542 / FAX 077-528-4853
メール ec0003@pref.shiga.lg.jp



好事例紹介セミナーの開催は、別途メール等でお知らせします

「新たな農福連携の推進に向けて」

滋賀県では、農業分野における障害者の活躍の場を広げるとともに、農業と幅広い福祉(障害者、医療、高齢者、子ども食堂など)の連携による取組を「新たな農福連携」として、「誰もがいきいきと地域で暮らし、ともに働き、ともに活動する共生社会づくり」を進めています。

農福連携事例集・しがの農福通信の発行

農福連携に取り組んでおられる障害福祉サービス事業所や農業者を紹介しています。



「しがの農×福ネットワーク」参加者募集中!

「しがの農×福ネットワーク」では、「農福連携」に関心のある個人、グループ、民間団体、企業、大学、研究機関、行政機関などが、それぞれが持つ農福連携に関する情報の発信や啓発、意見交換、参加者どうしの農福連携の取組の支援などを行うことにより、滋賀の農福連携の取組を推進するネットワークです。

ネットワーク会員は随時募集中です!

コロナ禍でも学べる! 農福連携取組動画公開中!

滋賀県が取り組む「新たな農福連携」をはじめ、県内各地で「農福連携」を実践しておられる方々を、動画でご紹介しております。



滋賀県 農福連携



滋賀県働く障害者を応援する農福連携モデル事業所認定制度

滋賀県では、農福連携に積極的に取り組む好事例を周知し、農福連携にかかる取組を広めていくことを目的として、平成30年8月に「滋賀県働く障害者を応援する農福連携モデル事業所認定制度」を新たに創設しました。

申請は随時、受付中です。

就労移行支援促進事業

現状と課題

1. 一般企業等への就職を希望する障害者に必要な知識や能力の向上のための訓練を行う就労系障害福祉サービス事業所の障害者雇用に果たす役割は大きい。令和3年度において障害者の就労定着の推進に向けた調査・検討委員会では、障害者の職場定着を図るためには、障害福祉サービス事業所において定着に必要な入口段階のアセスメント力を向上させる必要があることが課題にあがっている。
⇒企業ニーズなどの雇用現場の状況を踏まえた適切な訓練・就職支援を行い、関係機関と連携し障害者の就労促進を図る必要がある。
2. 就労継続支援事業利用は、平成27年度から就労移行支援事業所で一般就労の可否を見極める就労アセスメントで一般就労困難と判断された際に利用可能とされ、就労移行支援事業所職員の職業評価能力向上が必要である。
⇒的確な職業能力の評価により関係者連携のもと障害者が就労に繋がる機会を広げる必要がある。
3. 就労系障害福祉サービス事業所から一般就労へ移行する者は約3%となっており、利用者の中で一般就労可能と思われる者の就労移行支援にあたり、事業所職員や総合的なマネジメントを行う計画相談事業所職員などのスキルの向上も必要だが、職員数が少ない施設等では研修に参加できないことも多く能力向上を図れない。
⇒事業所への出前講座にて実践的な知識の向上を図る必要がある。

事業内容

開催時期は、別途メール等で御連絡いたします。

就労アセスメント手法研修の実施

障害者の就労能力を評価する就労アセスメント手法研修について、就労移行支援事業所等の就労支援に関わる職員が必要な知識や技能を習得できるよう研修を実施し、就労面の能力評価の向上を図る。



事前研修

企業等就労現場実習の実施

企業等就労現場実習について、就労系障害福祉サービス事業所の職員が、障害者雇用に積極的な企業等で実習を行い、企業が求める人材ニーズや就業能力や雇用現場の状況等を実践的に学び、利用者の一般就労への就職支援が適切に行える職員の育成につなげる。



事後研修

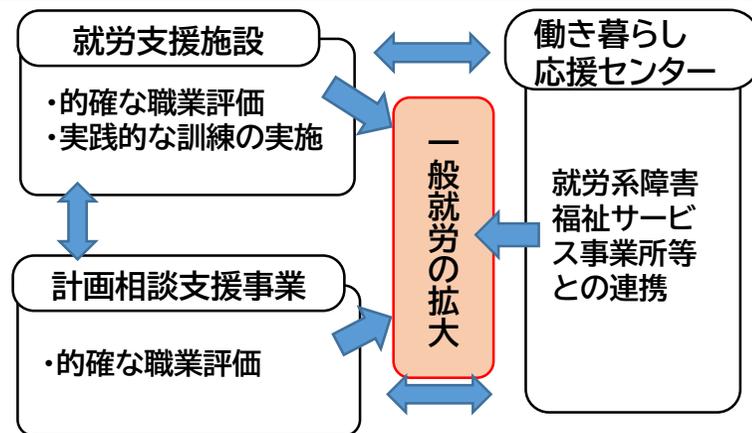
実証研修実施

企業実習を踏まえた上で、一般企業への就労支援を行うにあたっての実践的な研修の実施。



就労移行支援 出前講座の実施

就労移行支援に課題を抱えている事業所へ訪問し職員向けの就労支援に関する助言・援助を行い、実践的な支援能力の向上を図る。



就労系障害福祉サービスの支援力向上事業

事業内容

今後、企業の障害者採用のニーズがより一層高まることが想定されることを踏まえ、就労系障害福祉サービス事業所等の職員が、職場適応援助者(ジョブコーチ)として必要となる専門的知識および支援技術を習得するために職場適応援助者養成研修を受講する際に必要となる経費の一部を支援し、障害者の一般就労を促進する。

1. 対象
就労移行支援事業所、就労定着支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所 働き・暮らし応援センター

2. 補助額
1人当たり上限25,000円

3. 対象経費
職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修にかかる受講料、旅費および宿泊費

募集は、別途メール等で御連絡いたします。

新 働く障害者のフォローアップ支援事業

事業内容

新たに、職場定着を支援するため、就職時の不安や戸惑いを解消する研修・交流会を実施したり、職場での悩み等を出し合い早期対応に繋げることで離職を防止する取組を行う。

1. 入職前研修・交流会(1日)

企業等へ就職する障害者に対し、働く上での基礎知識研修や入職する前の障害者同士の交流会等を実施する。※カリキュラムは(案)です。

#	項目	内容
①	社会人の心構え	社会人としての心得、心構えについて学ぶ。
②	働く上での基礎知識研修	社会人のマナーや職場でのコミュニケーション等、働く上での基礎知識や考え方を習得する。
③	生活するための必要な知識研修	「生活リズム」、「健康管理」、「稼いだお金で生活する」など豊かな生活を送るための知識を習得する。
④	先輩からの声	先輩障害者の就労してからの体験談や企業の担当者等とのディスカッションにより、働くまでのイメージを持つ。
⑤	交流会	同時期に入職する者との交流会を通じ、企業や職種を超えたネットワークを持つ。

○対象
4月に企業等へ入職することが決まっている特別支援学校の卒業生や就労系障害福祉サービス事業所を利用していった者(50人想定)

○実施時期
3月中旬(学校卒業後～入職までの期間)

2. 入職6か月者向けフォローアップ研修(1日)

入職して6か月を経過する障害者に対し、働き続けるためのモチベーションアップに向けた研修や悩みや不安等を打ち明けることができる障害者同士の交流会等を実施する。

○対象
入職6か月を迎えた障害者

○実施時期
10月頃

案内は、別途メール等で御連絡いたします。